

# 定 款

(平成 29 年 6 月 22 日改定)

オムロン株式会社

# オムロン株式会社 定 款

## 第 1 章 総 則

(商号)

第1条 当社は、オムロン株式会社と称し、英文では、OMRON Corporation と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 電気機械器具の製造および販売
- (2) 制御機器・コンピュータ等の電子応用機械器具の製造および販売
- (3) 精密機械器具の製造および販売
- (4) 医療用機械器具の製造および販売
- (5) 一般機械器具の製造および販売
- (6) 娯楽用電子機械器具の製造および販売
- (7) コンピュータソフトウェアの開発、製作および販売
- (8) 前各号に付帯または関連するシステムの構築およびコンサルティング
- (9) 前各号の各種機械器具に関する建設工事の設計、施工および請負
- (10) 前各号の製品・ソフトウェア等に関する修理、保守サービスの提供および受託
- (11) 情報通信、情報処理および情報提供のサービス
- (12) 人間・文化・生活・健康に関するテーマの情報収集、分析、情報提供ならびにスポーツ施設および文化施設の管理、運営
- (13) 広告宣伝に関する企画、製作および広告代理業、労働者派遣事業、有料職業紹介業、総合リース業、損害保険代理業、クレジットカード業、貨物取扱業、旅行業、総合警備保障業務、給食業務、建築工事業、不動産管理業
- (14) 飲料水、清涼飲料水、食料品、衣料品、事務用品、化粧品、装身具および日用雑貨品の販売
- (15) 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を京都市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむをえない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞および京都市において発行する京都新聞に掲載して行う。

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、4億8,700万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の定めにより、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の定めによる請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第12条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

### 第 3 章 株 主 総 会

(招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集者)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議にもとづき、取締役会においてあらかじめ定めた順序により取締役がこれを招集する。

(議長)

第16条 株主総会の議長は、取締役会においてあらかじめ定めた順序により取締役がこれにあたる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところにしたがいインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第18条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第19条 株主またはその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

## 第 4 章 取締役、取締役会および執行役員

(員数)

第 20 条 当社の取締役は、10 名以内とする。

(選任方法)

第 21 条 取締役は、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(任期)

第 22 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役会長)

第 23 条 取締役会は、その決議によって取締役の中から会長 1 名を定めることができる。

(代表取締役)

第 24 条 取締役会は、その決議によって取締役の中から代表取締役を選定する。

(取締役会の招集者および議長)

第 25 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会長がこれを招集し、その議長となる。

2 取締役会長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代る。

(取締役会の招集通知)

第 26 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役全員および監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 27 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の定めにかかわらず、取締役が決議の目的事項について提案した場合において、当該事項について議決に加わることができる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第 28 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によってこれを定める。

2 前項の報酬等の内には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。

(社外取締役との責任限定契約)

第 30 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の定めにより、社外取締役との間に、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく賠償責任の限度額は、1,000 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が定める額のいずれか高い額とする。

(執行役員)

第 31 条 取締役会は、その決議によって執行役員を定め、業務を執行させることができる。

2 取締役会は、その決議によって執行役員の中から社長 1 名およびその他の役付執行役員を定めることができる。

## 第 5 章 監査役および監査役会

(員数)

第 32 条 当社の監査役は、5 名以内とする。

(選任方法)

第 33 条 監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第 34 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第 35 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 36 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第 37 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合のほか、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規程)

第 38 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第 39 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(社外監査役との責任限定契約)

第 40 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の定めにより、社外監査役との間に、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく賠償責任の限度額は、1,000 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が定める額のいずれか高い額とする。

## 第 6 章 計 算

(事業年度)

第 41 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 42 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第 43 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 44 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 か年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

(平成 29 年 6 月 22 日改定)